第129回 特定胚等研究専門委員会 令和7年10月14日~令和7年10月17日

令

和

年

月

日

 $\bigcirc$ 厚文 生部 労 科 働学 省省 告 示 第

号

ヒ 1 Е S 細 胞  $\mathcal{O}$ 樹 <u>八</u> に 関 す る 指 針  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 告 示 を 次 0) ょ

う

に

定

 $\Diamond$ 

る

文 部 科 学 大 臣 阿 部 俊

子

生 労 働 大 臣 福 尚 資 麿

厚

ヒ 1 Е S 細 胞  $\mathcal{O}$ 樹 立 に 関 す る 指 針  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 告 示

1 Е S 細 胞  $\mathcal{O}$ 樹 <u>\\ \</u> に 関 す る 指 針 平 成 三 + \_\_ 年 厚文 生部 労 科 働学 省省 告 示 第 兀 号 0) 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正

す る

ヒ

定 付 す 規 定 る を 次 改 た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 傍 正 規  $\mathcal{O}$ 表 定 規 線 12 後 欄 定 を ょ 以 り、 کے 付 12 下 記 掲 L 号 改 た げ る 対 に 部 正 前 対 象 ょ 分 規 欄 象 ŋ  $\mathcal{O}$ 規 定 ょ に <del>---</del> う 括 定 掲 に لح کے げ L る 7 改 L 1 う。 規 撂 7 8 げ 定 移 改 動  $\mathcal{O}$ る 傍 し、 規 正 は 定 前 線 そ を 改 に 欄 付 正  $\mathcal{O}$ あ 及 標 後 0 び L 7 改 た 欄 記 部 部 に は 正 分 後 分 掲 をこ げ 欄 が そ 異 る に  $\mathcal{O}$ 標 れ 対 な 対 応 に 象 る 記 順 規 部 £ L 分 7 次 定  $\mathcal{O}$ 掲 対 で は に 改 改 係 げ 応 る る す 正 正 そ る 前 前 記 改 欄 欄 載  $\mathcal{O}$ 標 正 に 12 ک 掲 12 記 後 げ 部 欄 n に 重 分 に る 傍 対 対 掲 応 線 連 げ 象 続 る す 規 を

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

を

掲

げ

7

1

な

1

Ł

 $\mathcal{O}$ 

は

ک

れ

を

加

え

る。

八条 [略]	業務を代行する者」と読み替えるものとする。	十二〜二十 [略] 十二〜二十 [略] 十二〜二十 [略] 十二〜二十 [本] 十二〜二十 [本	(定義) では、 (定義) では、 (定義) では、 (定義) では、 (定義) では、 (定義) では、 (定義) では、 (定数るところによる。 では、 (定義) では、 (定数るところによる。 では、 (定義) では、 (に表する。 では、 (に表する。) では、 (に表する。 では、 (に表する。) では、 (に表する。 では、 (に表する。) では、 (に表する。) では、 (に表する。 では、 (に表する。) では、 (にまないる。) では、 (にないる。) ではないる。 (にないる。) ではないる。 (にないるないる。) ではないる。 (にないるないるないる。) ではないる。 (にないるないるないるないるないるないる。) ではないる。 (にないないるないるな
条 [同上] (樹立機関の倫理審査委員会)	の業務を代行する者」と読み替えるものとする。。)の規定中「樹立機関の長」とあるのは、「樹立機関の前項ただし書の場合においては、この指針(前項本文を除[同上](樹立機関の長)	十一~十九 [同上] 十一~十九 [同上] 十一~十九 [同上] 十一~十九 [同上] 十一~十九 [同上] 十一~十九 [同上]	[号を加える。] 一〜六 [同上] 一〜六 [同上] (定義) び 正 前

2 略

3

0 とす 樹 立 機 関  $\mathcal{O}$ 倫 理 審 査 委員会は、 次に 撂 げ る要件 を満たすも

様 を同 査 0) な できるよう、 樹 要 時 お 立 件とする に 計 1 兼 画 ね か  $\mathcal{O}$ ること 6 科 次に掲 . 学 的 ハ ま でに は 妥当 げ で きな 掲げる る要件 性 及 び 者  $\mathcal{O}$ 倫 会議 12 全 理 0 て 的 11 を  $\mathcal{O}$ 妥 て 満 成 当 には、 たし <u>\\ \</u> 性 に を ていること 0 それぞれ 総 ١, 合 ても 的 に 他 同 審

5 ホ 略

間 に 利 該 害関 樹立 係 計 を有り 画 を す 実 る 施 者 す が る 審 樹 查 立 に 責 参 任 画 者 L 又 な は 研 究 者 等 لح  $\mathcal{O}$ 

略

樹 立 計 画  $\mathcal{O}$ 変 更

第

する。 る。 関 号 じ -二条 き当 め、 0) を 当 ただ 倫 該 除 当 該 理 変 変 審 更 該 樹  $\mathcal{O}$ 場 変 更  $\mathcal{O}$ 査 立 責任 委 科 合 更  $\mathcal{O}$ 樹  $\mathcal{O}$ 員 学 に に 立 記 者 会 計  $\mathcal{O}$ 的 お 載 0 妥当 は、 V 画 指  $\mathcal{O}$ 内 意見 て、  $\mathcal{O}$ 針 て 容 を変更 実 12 性 樹 第九条第二 対す たを求 質的 及び 了承 <u>寸</u> 機 る適合  $\Diamond$ 倫 を 関 L な 求め 内 るとと ようとす 理  $\mathcal{O}$ 一項 各 的 容 長 妥 5 に 性  $\mathcal{O}$ Ł 当 了 号 係 を れ · た 樹 性に 承を求 に、 5 確 るとき 第 な 認 す 当 0 立 1 変 機 め は 号 る 該 11 ②更に £ るも 及 意 関 7 見 樹  $\mathcal{O}$ あ び  $\mathcal{O}$ に基 長 つい と 立  $\mathcal{O}$ 5 第 す 機 は لح カュ 兀

2 同 上

3 0 لح 樹 しする。 立 機 関  $\mathcal{O}$ 倫 理 審 査 一委員 会 は 次に 掲 げる要件 :を満 た す ŧ

様 を 査 なお、 同 0 樹 できるよ 時に 要 立 件とする。 計 兼ねること 1 画 う、 か  $\mathcal{O}$ 5 科 ハ 次 学 ま に 的 は でに 掲 妥 当 で げ きな る要 掲 性 げ 及 る者 件 V び  $\mathcal{O}$ 倫 全 会議 に 理 つい てを 的 妥当  $\mathcal{O}$ ては、 成立 満 たし 性 に を てい つ そ 総 れ 合 7 ぞ る 的 こと ŧ れ に 他 審 同

イ 〜 ホ 同 上

間 に 当 利害 該 樹 関 立 係 計 を 画 を 有 す 実 る者 施 す る が 審 研 査 究 に 者 参 等 画 又 は な 樹 <u>\frac{1}{2}</u> 責 任 者

0

同上

4 6 同上

樹 立 計 画 0 変 (更)

2 第 + 更 場 変 関 査  $\mathcal{O}$ 更に 委員 合  $\mathcal{O}$ 樹  $\mathcal{O}$ 科  $\mathcal{O}$ 長 立 学 に 記 条 計 0) 会 的 お 0 載 い 妥当 報 画 指  $\mathcal{O}$ 11 内 樹 て、 容 告 意 て 立 0) 針 |責任者 見 性 す 実 樹 を 12 変更 を求 了 ることを 及 立. 質 対 的 び 機 す 承 は、 る  $\Diamond$ 倫 を 関 L な 適 理 求 ようと 内 るとと  $\mathcal{O}$ t 合 め 的 長 第 容 0 性 妥 5  $\mathcal{O}$ 九条第 に て Ł 当 了 す 係 を れ 足りる 確認 に、 性に · た樹 るとき 承を 5 な 一項各号 当 求 す 0 立 は、 変 る V 機  $\Diamond$ 該 関の長 感意見に るも 更に £ て 樹 0) あ とす 第二号を除 立  $\mathcal{O}$ 5 ついては . 基 づ は、 機 とする。 かじめ、 る。 関 き当  $\mathcal{O}$ 当 樹 倫 該 た <u>寸</u> だ 該 変 理 当 機 変 審 更

2

4

略 立

7

は

樹

機

関

0

長

に

報

告

することをも

0

7

足り

Ś

樹 立 計 画  $\mathcal{O}$ 実 質 的 な内 容に係ら ない 変更)

第 掲げ 十三条 大臣に届 る 事 け 項 樹 出 に 立 変 機 る Ł 更 関 が 0)  $\mathcal{O}$ とする。 長 あ 0 は たときは 第 九条 第二 速やか 項 第二 に、 号 その 及び 旨を主 第四号に 務

2 略

Ľ  $\vdash$ 受 精 胚 0) 提 供に係るイ ンフ オ ] A F コ ン セ ン  $\vdash$ 0 手

第

者を + 的で 時 な 上 て 離 点 実 条 をい セント に 婚 セ 上 ヒ 作 1 な :成され う。  $\vdash$ お ン 婚 V たと · 受精 う。 姻 1 提 V, が を 以 事 関 供 7 を 下この 書 夫婦 受け 同 実 係 た 医 ただし 胚 様の 面 ヒ 上 を 療 ト受精 る時 提供 機関 に 同 0 婚 より 章において同 事 姻関 様 点に は、 方 情に入ることを含む。 0 L 受けるものとす た夫婦 が ンフォー 係と同 事 胚 が既に 提供 情 のうち、 な に V あ 者 死 様 7 じ。 亡し ムド 既に る者 婚  $\mathcal{O}$ 生 事 当 姻 及 該 殖 7 情 離  $\mathcal{O}$ る。  $\mathcal{O}$ コンセ び 届 目 補 婚 V に 1 る場 的 インフ 出 助 あ ンフ 医 婚 を に 合 ントを受ける た 姻 用 療 オ は た者を含 オ て 者 11 に 0 · る 予 ] 生 用 届 が 存 A な 出 A 1 をし F 配 事 ド 1 定 る 偶 実 が が 目

2 織を 1 配 慮 前 提供 使 項 用 以 た  $\mathcal{O}$ 下 する方法そ 上 イ 同じ。 で フ オ 書 ] 面 により受けることが 0 に A 代 他 F えて 0 情 コ ン 報 セント 通 電 信 磁 的  $\mathcal{O}$ 技 方 は できるも 術 法 を 次 利 に 電 掲 用 子 のとする。 する方法 情 げ 報 る 処 事 項に 理 組

供 当 該質問 者 が 説 12 明 十分に答えること 内 容 関 する質問をす る 機 会 を 確 保

カコ

者

0

本

確

認

を

適切

E

行うこと

樹 立 計 画 0 実 人質的 な内 容 に 係 5 つない 変 更)

第

十三 出 に 変更 るものとする 条 入があっ 樹 立 たとき 機 関の 長 は は、 速 Þ 第 カゝ 九 条第二 に、 その旨を主務大臣 項 第二号に掲げ る 事 届

項

け

2 同上]

Ľ 1 受 精 胚 0 提 供 に 係 るイ ンフ オ ] ム F コ ン セ ン 1 0 手

第

+な 事 に  $\mathcal{O}$ 的 八条 実 で ょ 章 **,** \ 上 作成され り受けるものとする。 に ヒト受精 一夫婦 おいて同 提 と同 供 たヒト 胚 医 ľ を提 療機 様 0 · 受精 関 関 供 0 係 L は、 た イ 胚 夫婦 ン あ  $\mathcal{O}$ 提 うち、 る者 供 フ 者 オ ] を 婚 除 姻 当 生  $\Delta$ ド < 該  $\mathcal{O}$ 殖 届 目 補 的 助 コ 出 を を に 医 用 セ L 療 1 ント . う。 て 1 に . る 予 用 を 以 な 1 下 **(**) 定 る が 面 が 目

「項 を 加える。

### 3~5 [略]

明) ヒ 1 受 精 胚 の提 供に係るインフ オ ] ム F コ ン セ ント 0 説

第十九条 [略

4 電磁的 を受け 二項 説 供 12 人 者 医 情 明 お 樹 及 15 療 書 報 立. V . 基づ 及び当 機関 方法により 機 を保護す び た て 場 関にそれぞ 提 は、 供 き 合 説 電 は 明 該 医 んるため 書等 磁 説 療 第 提供することができるものとする。 機関 的 明 説 方法 明 を 項 れ 書 لح 13 交付するものとす 実 適 0 施 対 等及びその によるインフォ V 切な措置 説 j 明を実施するときは、 したことを示す文書 説 を提供は を講ずるとともに、 明 書等 写 L 者に、 る。 ] に  $\mathcal{O}$ 交付に ムド 記載 た す だ そ コン 代えて L 0) 以 提 き事 写 下こ 供 セ 前 L 者 前 条第 項 を 0 項  $\mathcal{O}$  $\vdash$ 提 項  $\mathcal{O}$ 個

認) にり受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの確

第二十条 るとともに、 項 ĸ くものとする。 0 • 書 コ 提 面 セ 供 又 は 医 ン 当 1 療 同 該 条  $\mathcal{O}$ 機 第 受 関 提 供 取 0 医 項 長  $\mathcal{O}$ 療機 は、 適  $\mathcal{O}$ 電 切 関の 樹 磁 な 的 実 <u>\f</u> 倫 方法 施 計 理 に 画 審査委員会の 関して、 に に よる同 基づく 意書を 第 イン + 意見 フ 八 条 確 オ 認 第

2 · 3 [略]

(海外機関に対する分配)

## 2 ~ 4 [同上]

Ć E 1 · 受精 胚 0 提 供 に係るインフ オ ]  $\Delta$ F コ ン セ ント 0)

説

明)

第十九条 [同上]

2 3 [同上]

4

人情 そ 説 明  $\mathcal{O}$ 樹 写 書及び当 報を保護するため 立 機関 を 提 は 供 該 医 説 第 療 明 機 を 項 適切な 関 実  $\mathcal{O}$ 施 にそれぞれ交付するも 説 L 明 たことを 措 を 置を講ずるとともに、 実 施 するときは、 示 す 文書を提供 のとする。 提供 者 前項 者  $\mathcal{O}$ 0) 個

E 1 受精 胚  $\mathcal{O}$ 提供に 係るインフ オ ] ム F コ ン セ ント  $\mathcal{O}$ 確

認)

第二十 ムド 機 関 項 · 条 0) 0) 書面 倫 コン 理審 提 セ に 供 ょ 医 査 ン る同  $\vdash$ 委員会の 療  $\mathcal{O}$ 機 意 受 関 書を 取 0 意見  $\mathcal{O}$ 長 は、 確 適 を聴くものとする。 認 切 す な 樹 ると 実 立 施 計 ともに、 に 画 関 に基づく て、 当 第十 該提 イ ン 八 供 フ 条 医 オ 第 療 

2 · 3 [同上]

(海外機関に対する分配)

第二十三条 は、 満たす場合に 分 配 先と 樹 限  $\mathcal{O}$ 立 機 ŋ 契 八約そ 関に 行うことが  $\mathcal{O}$ ょ 他 る 海  $\mathcal{O}$ 方 外 機 できるも 法 に 関 ょ  $\sim$ り、 0) 0 ヒ 次に掲 とする。 1 É S げ 細 る 胞 要  $\mathcal{O}$ 件 分 を 配

ر <u>ج</u> 略

兀 作 成 又 Е Ľ Ľ を は S 1 1 E S 細 動 行 細 胚 わ 胞 及 物 な を び  $\mathcal{O}$ いこと。 使 Ł 胎 胞 用して 1 を 内 使  $\mathcal{O}$ 0) 胎 用 作 児 移 L 7 成 植 その 作 0) L た Ł 成 生 1 他 L 殖 た Е  $\mathcal{O}$ 細 S 方 胚 胞 細 法 又 を に は 胞 よる 用  $\mathcal{O}$ Ľ 導 い 1 入並 た 個 胚 ヒ 体 モ デル  $\vdash$ びに  $\mathcal{O}$ 生 胚 Ł 成  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

五. 5 七 略」

2 3 略

(未受精 卵 等 提 供 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 倫 理 審 査 委 員 会

第一 十七 条 略

2 略

3

たすも

要 八件を満 未受精 卵 等 提 のとする。 供 医 療機 関 0 倫 理 審査 委員 会は 次 E 掲 げ る

を同 様 査 な できるよう、 0) 樹 時に お、 要 77 件とす 計 兼 1 画 ね カュ  $\mathcal{O}$ ることは 5 科 -学 的 次に掲 ハ 、までに 妥当 げ で る要件 きな 性及 掲げる者 び V 0) 倫 につ 全てを 会議 理 的 1 妥  $\mathcal{O}$ ては、 満 当 成 たしていること 性 立. に を つい それぞれ 総 合 ても 的 に 他 審

5 朩 略

間 に 利 該 樹立 害関 係 計 を有 画 を 実施 す る 者 す S が 審 樹 1 查 に 責 任 参 画 者 L 又 な は 研 いこと。 究者 等 لح

兀 略

> 第二十三条 は、 満 たす 分 配 場合に 先との 樹 限 <u>\frac{1}{1}</u> り、 契 機 介約 関 そ に 行うことができるも  $\mathcal{O}$ よる海 他  $\mathcal{O}$ 方 外 機 法 に 関 ょ  $\sim$ ŋ, 0) ヒト 0) とする。 次に Е 掲 S げ 細 胞 る  $\mathcal{O}$ 件 分 を 配

一 5 三 同 上

兀

成 0 0 胎 匕 た生 児 移  $\vdash$ 植そ E S 0) 殖 細 細  $\mathcal{O}$ Ł  $\vdash$ 胞 他 胞 を Е  $\mathcal{O}$ を 用 S 方 使 法 用 細 1 12 胞 た L 匕  $\mathcal{O}$ ょ 7 1 導 る 作 入並 個 胚 成 した 0) 体 作 び  $\mathcal{O}$ に 胚 成 生 でを行 成、 ヒ  $\mathcal{O}$  $\vdash$ 人 又 わ Е Ľ な S  $\vdash$ は 細 胚 動 胞 及 物 から び  $\mathcal{O}$ ヒ 胎 1 内 作

五. 5 七 同 上

2 3 同 上

(未受精 卵等 提供 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 

倫

理

審

査

一委員

2 同上 第二

七条

同

上

3 要件を満たす 未受精 卵等 € の 提 供 とする。 医 療 機 関 0 倫 理 審 査 委員会は、 次に 撂 げ る

様 を 査 なお、 同 樹立 0 できるよう、 時に 要 件とする。 計 兼 1 画 ねること カュ 0 科学的 5 次に ハ ま でに は 掲 妥当 げる要件の全て で 掲 き 性 な げる者に 及 び 1 倫 理的 会 つい 議 2妥当性 を  $\mathcal{O}$ ては、 満 成 <u>\f</u> た に L を それぞ てい 0 総 合 7 る 的 ŧ れ 12 他 審 同

1 5 ホ 同 上

間 当 12 利害関 該 樹 上 立 係 計 を 画 を 有 す 実 る者 施する が 研 審 究者 查 に 等 参 画 又 は L な 樹 V <u>\frac{1}{2}</u> 責 任 者 0

兀

同

4 略

続) (未受精 卵等 の提供に係るインフォー ムド コ ンセント 0 手

第二十八条 略

2 配慮した上で、 項 0 イ ンフ 書面に代 オ A K えて コ 電磁的方法により受けること セ ント は 次に . 掲 げ る事項に

ができるものとする。

未受精卵等 提供 者等 0 本人 確 認 を適切 に 行うこと。

を確保 未受精 卵 等 提 供 当該質問に十分に答えること 者等 が :説明 内 容 12 関 す る質問をする機

3 略

カ

1

未受精 卵 等 の提 供に係るイ ンフォ ム F コ ン セ ン  $\vdash$ 0 説

第二十九条 略

2 記載す 機 関 た場 )を未受精卵等 ことを示す文書(以下この 置を講ずるとともに、 は、 人クロ づき電 合 にそれぞれ 供 未受精卵等 は 者 き事 ] 磁的方法によるインフォームド 等 ン 胚 及 説 項 び 明 使用樹 交付するものとする。 提供者等に、 を電磁的 書  $\mathcal{O}$ 未受精 等 提 及び 供 卵 同 者 立 方法により 等 その写 項  $\mathcal{O}$ 機関は、 頃に 提供 個  $\hat{O}$ 説 その 人情 おいて 医 L 明 写しを 書及び 日報を保証 療機関 0 前項の説明を実施 提供 交付 ただし す 未受精 に 説 当 護するため 代えて ることができるも 明 該 コンセ 対 書等」 説 卵 明 前 ントを受け 等 を 条 説 適切 未受精 第二 提供 という。 実 するとき 明 施 な措 医 項 L 療 た

> 4 [同上]

(未受精 卵等 0) 提供に係るインフォ ] ム F コ ン セ ント 0)

手

第二十八条 同 上

[項を加える]

2 [同上]

(未受精 卵 等 0) 提供に係るイ ンフォ 1  $\Delta$ F コ セ ン 1 0 説

第二十九条 同 上

2 卵等 ことを示す文書を未受精 は、 置を講ずるとともに、 人クロ 未受精 提供医療機関にそれぞれ交付するものとする。 1 卵等の ン 胚 使用 提 供 樹 者の 同 77 卵等 項 機関  $\mathcal{O}$ 個 提供 は、 説明書及び当該説明を実 人 情報 者等 前 項 を に、 保  $\mathcal{O}$ 護するため 説明を実施するとき その写しを未受精 適 施 切 な措 L た

#### のとする。

認) 未受精 卵等 0 提 供に係るインフォ ] ム F コ ン セ ン 1 0 確

第三十条 倫 同 意書 ンフ 理 審 査 を 八 オ 重委員 確 条 未受精 認 第  $\Delta$ ド 会 す るとともに、  $\mathcal{O}$ 卵 項 意  $\mathcal{O}$ コ 等 書 見 ン 提 セ を 面 供 聴くものとする 又 医 ン は  $\vdash$ 療 当 該 同  $\mathcal{O}$ 機 条第二項 受 関 未受精 取  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 長 は、 適 卵  $\mathcal{O}$ 切 等 電 な 樹 提 磁 実 立 供 的 施 計 医 方 に 画 法に 関 に 療 基 機 て、 づく ょ 関 0 る

#### 2 · 3 [略]

(体細胞提供機関の倫理審査委員会)

# 第三十三条 [略]

#### 2 [略]

3 たすも 体 細 のとする。 胞 提 供 機 関 0 倫 理 審査委員会は、 次 に 掲 げ る要 件 を 満

を同 査できるよう、 様 な 樹 0) 要 時 お 立 件とする。 に 計 画 兼 イ ね カコ の科学的妥当性及び ることは 5 次に掲 ハ までに できな げ る要件 掲げる者 1 倫  $\mathcal{O}$ 会議 に 全 理 的 0 て 妥当 1 を  $\mathcal{O}$ ては、 満たし 成 性 立 に を てい 総合的 0 それぞれ V ても ること に 同 他 審

#### イ〜ハ [略]

- 五名以上で構成され、男女両性で構成されていること 二 五名以上で構成され、男女両性で構成されていること

ホ 査 に 参 該 樹立 画 L な 計 画 を実施 す Ś 樹 立 責 任 者 又 は 研 究者 等 が

> (未受精 卵等 0) 提供 に 係るイ ンフ オ ] ム F コ ン セ ン 1 0) 確

認)

第三十 第二 当該 Ł インフォ  $\mathcal{O}$ とする。 条 未受精卵 十八条第一 ] 未受精 A 等 ド 項 提 卵 等 供  $\mathcal{O}$ コ 書 ン 提 医 セ 供 療 面 機 に ン 医 関 ょ 1 療 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 機 倫理審 同 受 関 信意書を 取  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 長 査委員会の意見を聴く 適 は 確認するととも 切 な 樹 実 立 施 計 に関 画 に L 基 て、 づ

2·3 [同上]

(体細胞提供機関の倫

理

審

査

委

員

<u>会</u>

第三十三条 [同上]

2 [同上]

3 たすものとする。 体 細胞提 供 機 関  $\mathcal{O}$ 倫 理 審 査 一委員 会 は 次に 掲 げ る要件 を 満

様 を同時に兼ねること 査 なお、 0) できるよう、 樹 立 要件とする。 計 イ 画 から 0) 科 学的 ハま 次 に でに 妥当 は 掲 できな げ 掲 る要 性 及び げ る者に 件 1 倫 0 全て 理的 会議 つい 3妥当性 を  $\mathcal{O}$ ては、 満 成 たし <u>\f</u> に を それ 総 0 7 . 合 ぞ 的 7 る こと ŧ れ に 他 審 同

イ〜ハ [同上]

上含まれていること。 上含まれていること。 上含まれていること。

ホ 査 に 当 該 参 画 樹 <u>寸</u> L な 計 画を実 施す る 研 究者 等 又 は 樹 <u>\frac{1}{2}</u> 責 任 者 が

該 規 当 該 則 が 倫 理 公開 審 されていること。 查 委員会に関する規 則が定め 6 れ、 カコ つ、 当

4 略

体 細 胞  $\mathcal{O}$ 提供 に 係るイ ンフォ ] ム ド コ ン セ ント 0) 手 続

第三十

· 四 条

同上

体

細

胞

 $\mathcal{O}$ 

提供に係るイ

ンフォ

A

ド

コ

セ

ン

 $\vdash$ 

0)

手

続

第三 十四四 条 略

2 配慮し が で 前 きるも 項 た上で、  $\mathcal{O}$ イ ンフ のとする。 オ 書 ] 面に代 ムド えてて コ ン 電 セント 磁的方法により受けること は 掲 げ る 事 項に

体 細 胞 提 供 者 等  $\mathcal{O}$ 本 確認 を 適 切 に 行 うこと。

保 体 細 胞提供 者等が説明 該 **質問** 内容に 十分に 関する質問をする機会を 答えること

3 略

か

体 細 胞 0 提供に 係るイ フ オ ム F コ セ . |-0 説 明)

第三十五 条 略

2 •

略

4 きは、 とを示す を講ずるととも ク 体細胞 口 文書 ] ン 胚  $\mathcal{O}$ 以 に 提 使 供 用 下 者 樹 前  $\mathcal{O}$ 項 0 立 項  $\mathcal{O}$ 個 機関は、 人情 に 説 お 明 書 報 1 を保 及 第一 て グび当 項 説 護 明 該 す  $\mathcal{O}$ っるため 説 説 明 明を実施すると を 実 適切な措 施 う。 L たこ

置

法に を体 交付するものとする。 よる 細 及 胞提供 び そ 1  $\mathcal{O}$ 写 フ 者 等に、 L オ  $\mathcal{O}$ 交 1 付 F ただし そ  $\mathcal{O}$ 写 代 コ え ン しを体細 セ 前 条第二 1 体 を受 胞 細 項に 提 胞 書等」 け 供 提 た場 基 機 供 者 づき電 関 にそれぞ 等 合 は 及 磁 び 体 説 的 細 明 方 れ

胞提供機関に

対

説明

書等に記

載す

べき事項を

電

磁的

方法

[項を加える。

2 同上

第三十五条 体 細 胞 0 同 提供に係るイ 上 フ オ ] A F コ セ 1 0 説 明

2 3 同 上

4 関にそれぞれ交付するものとする とを示す文書 を講ずるとともに、 き は、 人 クローン胚 体細胞 を体細  $\mathcal{O}$ 提供 使 用 胞 前 者 樹 項 提  $\mathcal{O}$ 立  $\mathcal{O}$ 機 供 個 人情 者 説 関 等 明 は、 書及 に、 報を 第 そ び 保 当 護 項 0 するため 写 該 0) 説明 説 を 明 体 を を 適切 実 実 細 施 施 胞 提 L な す たこ ると 供 措 機 置

6

4 [同上]

附

則

この告示は、令和○○年○○月○○○日から施行する。